

# ○国立大学法人埼玉大学参事室規則

〔平成28年3月17日〕  
規則第67号

(設置)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、参事室を置く。

(目的)

**第2条** 参事室は、学長の指示する特命事項の業務を遂行し、関連部署との連携を図ることにより、本学の発展に貢献することを目的とする。

(業務)

**第3条** 参事室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特命事項に関すること。
- (2) その他本学の発展に貢献する業務の支援に関すること。

(参事役等)

**第4条** 参事室に、次の者を置く。

- (1) 参事役
- (2) 主幹

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。